

学校法人 エリザベト音楽大学 一般事業主行動計画

【次世代育成対策増進法に基づく次世代育成支援計画】

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 2017（平成29）年12月1日から2019（平成31）年11月30日

2 内容

【目標1】職員が、妊娠・子育てと仕事との両立が容易になるよう、妊娠中や出産後の健康の確保について対応する制度の情報提供や、育児休業規則等学内規程などの周知を図る

≪対策≫2017（平成29）年11月 育児休業規則の改正、ハラスメントガイドラインの改正

2017（平成29）年12月 育児休業規則及びハラスメントガイドラインの改正の職員への周知、関係資料の貸出開始

【目標2】育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境をつくるため、妊娠・出産・育児休業・職場復帰等に関する相談体制を整える。

≪対策≫2017（平成29）年12月 相談体制（事務局総務が担当）などを職員へ周知

【目標3】職員のワークライフバランス向上のため、年次有給休暇の取得率50%以上を目指す。

≪対策≫2017（平成29）年度 12月に職員へ有給休暇取得状況を通知、50%を下回る職員の上司に対して休暇取得奨励を行う。